

●香川県選挙管理委員会告示第55号

任満期による香川県知事選挙が令和8年8月30日に執行されることに伴い、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第3項の規定により、香川県議会議員の補欠選挙を丸亀市選挙区において行うべき事由が生じた。

令和8年8月13日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人